

函館市監査公表第33号

函館市長から、平成27年度行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 選 管

平成28年9月15日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市選挙管理委員会委員長 印

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成27年8月4日～平成28年3月25日	講評日	平成28年3月29日
調査対象事項名	市の刊行物について（2015版選挙啓発カレンダー）		
指摘事項、 <del>意見</del> ・ <del>要望事項</del>			
ホームページとの連携において、大きなデータサイズのものについてはデータの分割やサイズの縮小等を行うことが適当である。			
措置内容、 <del>対応</del> ・ <del>考え方</del> 等			
ホームページ上のデータサイズを縮小して、市民が利用しやすいように掲載した（15MB→3MB）。			